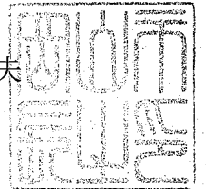


市街地再開発組合の定款の変更認可(公告)

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年10月14日

岡山市長 大森 雅夫



1 組合の名称

岡山市野田屋町一丁目2番3番地区市街地再開発組合

2 事業所の所在地

変更前 岡山市北区野田屋町一丁目3番3号

変更後 岡山市北区野田屋町二丁目4番3号

3 事業施行期間

令和4年6月から令和14年3月まで

4 施行地区

岡山市北区野田屋町一丁目2番

101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、
114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、
127、128、129、130、131、132、133、

岡山市北区野田屋町一丁目3番

101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、
114、115、

岡山市北区野田屋町一丁目1001番1の一部、1001番2、1002番1の一部、
1002番2、1008番の一部、1012番、1015番の一部、1022番

5 設立認可の年月日

令和4年6月27日

6 定款の変更認可の年月日

令和8年10月6日